

## 汚染土壌処理業の許可に先立つ生活環境影響調査等について

### 1 汚染土壌処理業の許可制度における汚染土壌処理施設

施設の種類	処理方法	処理の内容	現行の制度
浄化処理施設	熱処理 洗浄処理 化学処理 生物処理 抽出処理 溶融処理 不溶化処理 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>～ により汚染土壌から特定有害物質を除去し健全土とする</li> <li>の処理により汚染土壌を溶融し固形化する</li> <li>の処理により汚染土壌が水に溶出することを抑制する</li> <li>左記処理により埋立処理施設、セメント等製造施設へ搬入できるように汚染を低減する</li> </ul>	告示により処理方法として規定されている（知事の認定が必要であり、本県では認定要綱を設けている）
セメント製造施設	セメント原料化	セメント製造工場でセメントとしてリサイクルする	告示により処理方法として規定されている
埋立処理施設	内陸埋立施設	第二溶出量基準に適合した汚染土壌を内陸に埋立する（管理型処分場に相当）	告示により処理方法として規定されている
	海面埋立施設	海防法判定基準（第二溶出量基準と同値もしくははより厳しい値）に適合した汚染土壌を海洋に埋立する	
	盛土構造物等	公共用地等に埋立する 例）道路や鉄道の盛土、下水道、共同溝等、 <u>自治体等で十分に管理が可能な敷地での埋立</u>	（新たに規定）
分別等処理施設	異物除去	上記の3施設に搬入できるように異物を除去	（新たに規定）
	含水比調整	石灰等を混合し、含水比を調整	

注 処理方法及び処理の内容については、中央環境審議会土壌制度小委員会（第11回）の配布資料による。

### 2 汚染土壌処理業の許可申請者に対し求める手続き（素案）

#### （1）生活環境影響調査

- ・ 周辺の生活環境への影響を、事業者が自ら把握し、影響がある場合は、適切な回避・低減策を事業計画に反映させることが重要である。
- ・ このため、認定要綱に引き続き、生活環境影響調査の実施を求めることとする。

#### （2）説明会の開催及び申請書の縦覧等

- ・ 汚染土壌処理施設については、廃棄物処理施設と同様に、汚染土壌処理の事業を実施するに当たり、周辺地域の理解を得ることが重要である。
- ・ このため、周辺地域への環境影響が大きく懸念される施設により許可を受けようとする場合には、申請者による周辺地域における説明会の開催を求めるとともに、知事による申請書の縦覧並びに利害関係者、市町村長及び専門的知識を有する者からの意見聴取の手続きを行うこととする。

#### （3）その他

- ・ 既存の認定施設及び廃棄物処理法で規定する最終処分場等については、これらの手続きを省略できることとする。
- ・ 専門的知識を有する者の意見を聴取する場（産廃処理施設の審査会議に相当）を設けることとする。

#### （参考）認定要綱で申請者に求めている手続き

